

役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人給水工事技術振興財団(以下「財団」という。)の「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の第3条第3項に基づき、常勤役員(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職、任期満了もしくは死亡により退職した場合に支給する。

2 死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

(支給制限)

第3条 退職手当は、財団定款第33条の規定により解任された者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者には支給しない。

(支払方法)

第4条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を現金で直接本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出のある場合には、口座振替等の方法により支払うことができる。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、退職、任期満了もしくは死亡した日における者の役員給与規程第5条別表に定める年額の12分の1に、100分の60を乗じて得た額に、次の各号に区分する勤続期間に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上5年未満の期間については、1年につき100分の100

(2) 5年以上10年未満の期間については、1年につき100分の110

(3) 10年以上の期間については、1年につき100分の120

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 在職期間のうち、休職その他これに準ずる理由により現実に職務につかなかった期間のある月が1か月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。

4 前3項の規定により計算した勤続期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は月割をもって計算する。

(特別加算)

第7条 財団の発展に貢献し、特に顕著な功績のあった者については、第5条各号に定める割合に、100分の10から100分の35までの範囲内の割合を加算することができる。

2 前項の規定を超えて支給するときは、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない。

(弔慰金)

第8条 役員が在職中に死亡した場合においては、退職手当のほかに、役員が死亡した日におけるその者の役員給与規程第5条別表に定める年額の12分の1の額に、100分の60を乗じた額に100分の300の割合を乗じて得た額を、弔慰金として遺族に支給することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条第2項及び前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に掲げる者であってその掲げる順位によるものとする。

(1) 配偶者(届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持し、または生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者

(遺族の受給資格証明)

第10条 遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民票、その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところにより計算した金額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(実施規定)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。